平成２２年（フ）第６３９号
愛媛県松山市平井町甲555番地
債務者　宮本千代子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第４４号
愛媛県東温市牛渕1967番地１
債務者　楠田　孝子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第４８号
愛媛県松山市松末２丁目10番１号　松末南団地４棟15号
債務者　森島　健次
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第５５号
愛媛県松山市畑寺２丁目４番24号　ヒルズ畑寺602号
債務者　奥村みゆき
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第５６号
愛媛県伊予郡松前町大字浜789番地８
債務者　岡田　孝徳
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１９３号
福岡県飯塚市鶴三緒1608番地65
債務者　小林　成子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第２２号
福岡県みやま市瀬高町小田1558番地
債務者　津留　瑞世
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第１３号
福岡県田川郡糸田町1419番地７
債務者　荒牧　千夏
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第３３号
佐賀県小城市三日月町織島2486番地２
債務者　納富眞左子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３号
大分県中津市大字大新田671番地
債務者　橋本　美香（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第５２号
宮崎市阿波岐原町前浜4276番地530
債務者　日髙　万雄
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５９号
宮崎県東諸県郡国富町大字森永1929番地８
債務者　千葉　香子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６３号
宮崎市一の宮町76番地２　横山マンション106号
債務者　松本　文明
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４９号
鹿児島県鹿児島市城山町６番23―410号
債務者　石櫃　哲也
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第６号
鹿児島県奄美市名瀬幸町21番13号
債務者　松元　裕子（旧姓松村）
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第２６号
鹿児島県奄美市名瀬根瀬部748番地
債務者　植田　康夫
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第７４号
沖縄県那覇市松川３丁目２番１―7031号　松川共同住宅
債務者　國場貴代子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１４０号
兵庫県西宮市上甲子園４丁目14番13―202号
債務者　一宮まゆみ（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係